

Tax News Flash

February 2023

所得税にかかる新規定

インドネシア政府は新しい所得税法の実施規定である政府規則2022年第55号(GR-55)を発行した。これは税務規定調和法(「HPP法」)の施行に関して所得税法の特定の規定実施についてのガイダンスとなっている。

GR-55以降、GR-55の規定と矛盾しない限りこれより前に発行された関連する実施規定は有効である。特に、GR-55によって慈善と寄付に関する旧規定¹が廃止され、加えて、当年の法人所得税額の算出方法²、中小企業向けの税務規定³、COVID-19への対策として規定された所得税優遇制度⁴、および上場企業に対する法人所得税の減額⁵も廃止されたので留意されたい。

GR-55では、HPP法以降に実施されているガイダンスの再確認と、より明確な説明を含んでいる。従前の規定の更新も一部含まれているが、多くは既存の規定の再編集となっている。このニュースレターでは、3つの注目すべきトピックといえる減価償却規定の改定、新しい租税回避防止措置、そして国際租税協定の新しい形態を説明する。

減価償却

HPP法以降、納税者は建物および無形資産の取得に関連する取得費用について会計帳簿で実際の耐用年数に基づき20年以上の償却を採用していれば税務上も20年以上の減価償却が可能になった。従前の減価償却期間は最長20年であった。ここで適用される減価償却方法は定額法である。

2022年度以前に取得され減価償却された建物および無形資産について、納税者は税務総局に(「DGT」)

に通知することで、新しい規定を適用することができる。この通知は、2022年度末までに行う必要がある。DGTへの通知に関する手続きは、別途財務省令で規定される。

有形固定資産の修理に関連する費用は、関連する有形資産とは別に減価償却しなければならない。その仕組み等については今後財務省令で規定される。

租税回避防止措置としての移転価格合理性の採用

GR-55では所得税法第18条に規定されている事項について新たな租税回避防止措置が導入された。

- 関連者における「支配」の定義を広げ、当事者間に経営支配関係があるかは問わず、一方が取引の相手方の事業や価格設定を支配または指示する従属の関係であることが加わった。

この点に関して、取引価格が合理的ではないとみなされる場合、DGTは株式や資産の買い手または取得者が特定目的会社である(つまり、実際の取引当事者ではない)と判断する権限を有する。詳細は別途財務省令で規定される。

- 比較対象企業の財務実績を参照し、公正かつ合理的な移転価格の定義を広げる。

比較対象企業の財務実績と比較して「低すぎる」利益を申告する事業納税者の場合、または5年以上事業を行っている納税者が「不当な」損失を申告する場合(5年間のうち連続3年間損失を出している場合)、DGTは比較対象企業の財務実績を参照しながら当該納税者の課税額を再計算する権限を有する。この点に関して、GR-55は移転価格

¹ 政府規則2009年第18号における規定

² 政府規則2010年第94号第2条とその改定における規定

³ 政府規則2018年第23号における規定

⁴ 政府規則2020年第29号第10条規定

⁵ 政府規則2020年第30号における規定

算定方法の1つとして独立企業間の移転価格の比較を認めている。詳細は別途財務省令で規定される。

- インドネシアと比較してより有利な税制措置を持つ国や管轄区を絡めた複雑なクロスボーダーの取引構造や事業体を含めるため租税回避の適用範囲を再定義する。

このため、関連者間取引であるかどうかにかかわらず、DGTは複雑なクロスボーダーの取引構造や事業体にかかる費用の損金算入を否認する権限を有する。

GR-55では転換社債を例に説明している。インドネシアでは転換社債は負債とみなされるため、関連する支払利息は法人所得税では損金算入可能な費用である。しかし他の国や法域では資本と捉えるケースがありそこから生じる収入は配当とみなされる。配当所得が転換社債の保有者(配当受取人)の国や管轄区で課税されない場合、当該取引に関与した当事者は租税回避行為を行ったとみなされる。従ってインドネシアの税務上、DGTはインドネシアで生じた支払利息の損金算入を否認する権限を持つ。詳細は別途財務省令で規定される。

GR-55では上記の租税回避防止措置が適用できない場合、DGTはインドネシアで申告される費用の損金算入または所得の益金算入を決定する権限を持つことが明記されている。詳細な手続きや権限の制限は別途財務省令で規定される。

事前確認制度(APA)に関して、GR-55ではすでに現行規定で導入されているユニラテラルおよびバイラテラル協定に加えて多国間協定を導入している。詳細は別途財務省令で規定される。

国際租税協定の新形態

GR-55は、経済のデジタル化やその他の税源浸食と利益移転(「BEPS」)プロジェクトから生じる課題に対応を目的に別の形態の国際協定を導入している。これは、デジタル経済の課題に対応するためのBEPSにおける第二の柱への取り組みに向けて実施される。インドネシアを含めたBEPSにおけるOECD/G20包摂的枠組みの加盟国は2022年12月にこの協定に署名した。インドネシアでは、BEPSにおけるOECD/G20包摂的枠組みの加盟国によって合意された国際的な譲歩に従って、第二の柱への取り組みの実施に関して別途財務省令が規定される。

その他

上記とは別に、GR-55では従業員に対する現物支給にかかる規定も含んでいる。それについては [Global Mobility Services \(“GMS”\) bulletin February 2023 edition “New tax treatment on benefits-in-kind”](#) を参照されたい。

KPMGコメント

このニュースレターは事業納税者にとって留意すべき重要な論点を含んでいる。これら規定に関してさらなる詳細はKPMGにお問い合わせください。



お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

ジャパングデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

ローカル責任者

Abraham Pierre

Head of Tax Services

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.